

防火・防災管理体制強化 - 西日本防災システム

2012 6 27

改正背景

2011年(平成23年3月)の東日本大震災の教訓を踏まえて大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する需要が高まるとともに、建物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心とした多数の死者を伴う火災被害が最近頻発していることから消防法が改正されました。

改正概要

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについては、その管理について権原を有する者に、当該建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることを義務付け、統括防火管理者に当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行わせること、とされました。

施行期日

平成 26年 4月 1日

**西日本防災システム**

N:SHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



2

消防機関による火災調査権の拡大 - 西日本防災システム

2012 6 27

改正概要

火災の原因調査のため消防機関が火災の原因であると疑われる製品の製造者に対して、資料提出等を命じることが出来ることとされました。

3

消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡大 - 西日本防災システム

2012 6 27

改正概要

消防用機器等の違法な流通を防止するために、検定に合格していない消防用機器等に係わる総務大臣による回収命令制度を創設し、罰則の引き上げ等を行うこととされました。

施行期日

平成 25年 4月 1日



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 

4

消防用機器等の「検定」制度の見直し - 西日本防災システム

2012 6 27

改正概要

- ① 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進する
- ② 「個別検定」を「型式適合検定」に改めその趣旨および自主的検査方式の導入を含む手続きを明確化されました
- ③ 日本消防検定協会の業務の内「検定」と紛らわしい「鑑定」に代えて、「製造者等の依頼に基づく評価業務を行うこと」を業務として規定されました
- ④ 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して検査記録の作成・保存を義務付け

施行期日

平成 25年 4月 1日



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 